

ID: 354

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	犬の予防注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】 法第5条第1項及び第2項の規定による。 (予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日